

美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

（趣旨）

第１条 この規程は、美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和５年美郷町条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第２条 条例第２条第１項の規定による報告は、請負状況等報告書（第１号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

２ 条例第２条第２項の規定による訂正は、訂正届（第２号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第３条 議長は、条例第３条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第４条 条例第４条第２項の規定による閲覧（以下この条及び第６条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

２ 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

３ 閲覧に係る報告及び訂正は、第１項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

４ 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

５ 議長は、第１項及び前２項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付等）

第５条 条例第４条第２項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第３号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

（期限等の特例）

第６条 条例第２条第１項の規定による報告をすべき期限が、美郷町の休日を定める条例（平成16年美郷町条例第２号）第１条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

２ 第４条第１項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和５年６月５日から施行し、令和５年４月１日に始まる会計年度における請負から適用する。

美郷町議会議長 殿

美郷町議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受 けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

年 月 日

美郷町議会議長 殿

美郷町議会議員

訂正届

美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

年 月 日

美郷町議会議長 殿

氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

TEL _____ (_____) _____

複写申込書

美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲